

平成27年度 第4回

地域包括支援に関する会議

資料 1

報告事項

- ・ 介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）について

介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)について

I 予防給付型及び生活支援型(サービスA)への移行時期

平成28年10月から、要支援認定者のサービス利用が想定される「予防給付型」及び「生活支援型」への移行を開始することとしたい。

また、移行の期間は、要支援認定の有効期間(現在は最大12ヶ月)が切れる方から順番に移行するため、開始から1年間を要する。

<今後のスケジュール>

平成28年	3月	介護予防・生活支援サービス事業の方針決定
	4月～	市民への広報 (市政だよりへの掲載 年2回を予定) 利用者や民生委員などに対する説明 (認定結果通知にチラシを同封、出前トークを開催) 事業者の管理者等に対する事務説明 (指定方法、請求事務など) ケアマネジャーや地域包括支援センターへの説明 (移管するサービスのケアマネジメント) 生活支援型(サービスA)の従事者に対する研修 事業者の指定手続
	<u>10月～</u>	<u>予防給付型及び生活支援型の移行開始</u> ⇒ 1年後移行完了
平成29年度以降		短期集中予防型(サービスC)及び地域における支え合いの体制づくり(サービスB)の移行開始(時期は未定)

II 予防給付型及び生活支援型(サービスA)の単価案

介護保険の要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリストに該当する「事業対象者」が利用する介護予防・生活支援サービス事業の単価案を示す。

- 1 予防給付型(給付相当のサービス)
現行の介護報酬単価(加算を含む)を継続する。
- 2 生活支援型(基準等を緩和したサービス)
現行の介護報酬単価の約78%とする。

3 サービス類型別の単価案

(1) 訪問型サービス

※1単位=10.21円

サービス類型	サービス内容	サービス単価	主な提供主体
予防給付型	○従来の給付相当サービス ○居宅における入浴、排せつ、食事の介助（身体介護）、その他の生活全般にわたる支援（生活援助）	介護報酬単価と同額 ○週1回 1,168 単位/月 ○週2回 2,335 単位/月 ○週2回超 3,704 単位/月	介護事業者のみ
生活支援型 (サービスA)	○基準等を緩和したサービス ○居宅における家事等を主とした生活援助のサービス ※身体介護はできない	介護報酬単価の78.3% ○週1回 915 単位/月 ○週2回 1,830 単位/月 ○週2回超 2,745 単位/月	NPO 民間企業 介護事業者
短期集中予防型 (サービスC)	○保健・医療の専門職が訪問し、日常生活の改善等に関する相談・支援を実施	必要な経費（委託料） ※今後検討	介護事業者
地域における支え合いの体制づくり (サービスB)	○地域における生活支援の支え合い活動 (ゴミ出し・見守りなど)	助成（補助金） ※今後検討	地域のボランティア団体

(2) 通所型サービス

※1単位=10.14円

サービス類型	サービス内容	サービス単価	主な提供主体
予防給付型	○従来の給付相当サービス ○入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の支援と機能訓練等のサービス	介護報酬単価と同額 ○要支援1、事業対象者 1,647 単位/月 ○要支援2 3,377 単位/月	介護事業者のみ
生活支援型 (サービスA)	○基準等を緩和したサービス ○通いの場において、体操やレクリエーション等を通じて生活機能・社会的機能の維持・向上を図る。	介護報酬単価の78.7% ○要支援1、事業対象者 1,296 単位/月 ○要支援2 2,592 単位/月 <加算> ※送迎有り + 90 単位/月 ※入浴有り + 105 単位/月	NPO 民間企業 介護事業者
短期集中予防型 (サービスC)	○保健・医療の専門職により行われる生活改善等に向けた運動プログラム	必要な経費（委託料） ※今後検討	介護事業者
地域における支え合いの体制づくり (サービスB)	○地域における生活支援の支え合い活動（サロンなど）	助成（補助金） ※今後検討	地域のボランティア団体

III 介護予防・生活支援サービス事業のサービス利用の流れ

介護予防・生活支援サービス事業の利用については、以下の手順としたい。

- (1) 区役所窓口においては、まずは、従来どおり要支援認定の申請を受け付ける。
- (2) 基本チェックリストに該当し、介護予防ケアマネジメントの依頼を届け出ることにより「事業対象者」として認定するのは、次の場合とする。
 - ① 要支援認定で非該当になった場合
 - ② 利用者などと相談のうえ、サービス事業のみの利用が適当と判断された場合

<手順による効果>

1 サービス利用者、ケアマネジャー等の混乱の防止

基本チェックリストに該当する「事業対象者」の利用できるサービスは、介護予防・生活支援サービス事業のみに限定され、予防給付（訪問看護、福祉用具貸与など）の利用や、予防給付と介護予防・生活支援サービス事業の併用ができず、利用者やケアマネジャーの混乱等が予想されるため、要支援認定の申請を受け付け、混乱を防止する。

<参考：利用対象者と利用できるサービスとの関係>

	予防給付	サービス事業
サービス種別	訪問看護、ショートステイ、福祉用具貸与、住宅改修など	訪問型サービス 通所型サービス
要支援認定者	○	○
事業対象者 (※)	×	○

(※) 基本チェックリストに該当し、介護予防ケアマネジメントを依頼することにより、サービス事業の対象となる者

2 適切なケアマネジメントの実施

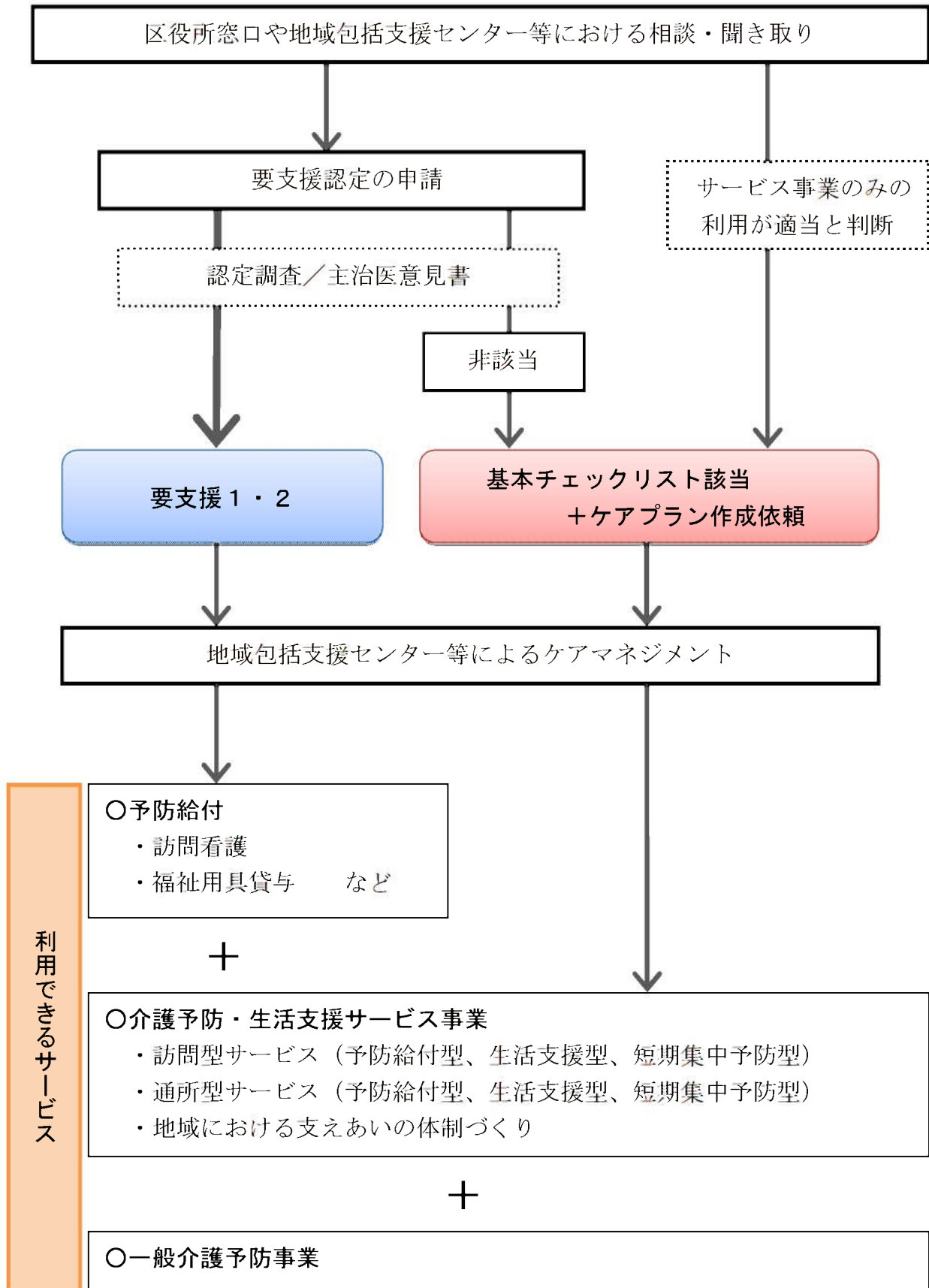
要支援認定を申請する場合、認定の訪問調査の結果や主治医意見書の情報を活用し、適切なケアマネジメントを実施することができる。

※次ページのイメージ図を参照

3 迅速なサービスの利用

必要時、要支援認定の結果を待たずに、暫定プランによるサービスの導入が可能であり、また、サービス事業のみの利用が適当と判断できる場合は、基本チェックリストを活かして迅速にサービスを利用できる。

<サービス利用のイメージ図>



IV 事業者説明会アンケート結果(参入意向)

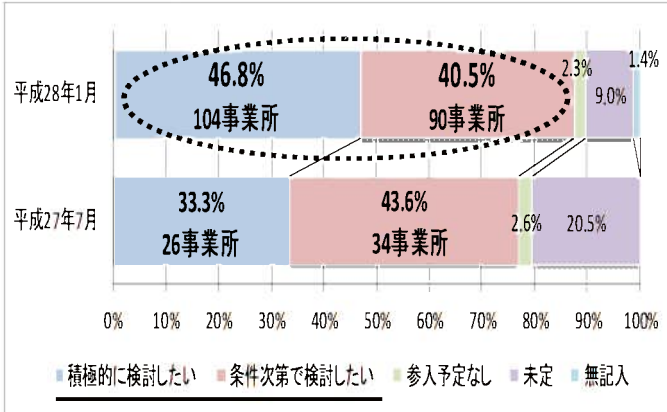
1 介護サービス事業者

※平成27年7月説明会：803事業所が参加、うち373事業所がアンケート提出(回収率46.5%)

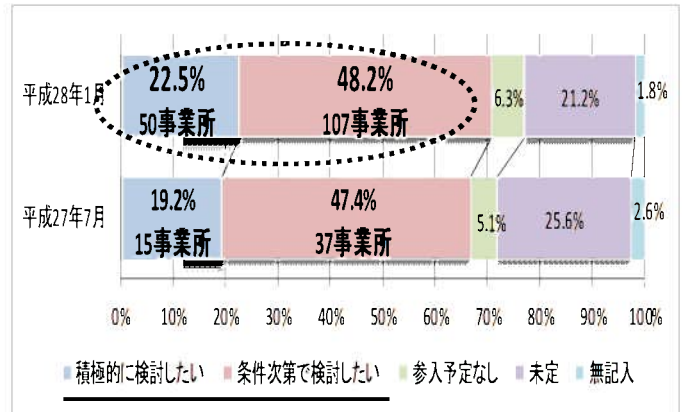
※平成28年1月説明会：1100事業所が参加、うち798事業所がアンケート提出(回収率72.5%)

訪問型サービス

予防給付型 87.3% (194 事業所) が参入意向あり

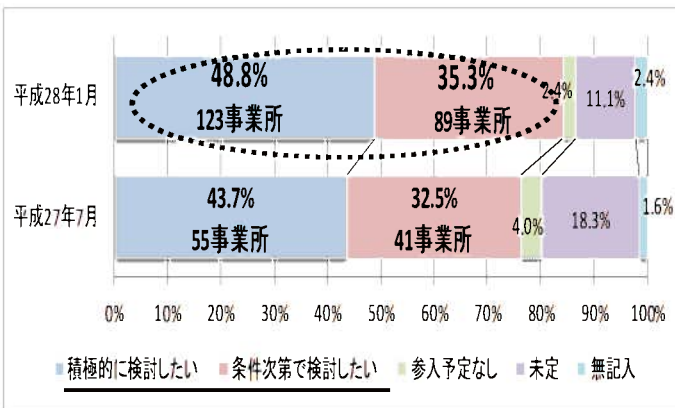


生活支援型 70.7% (157 事業所) が参入意向あり

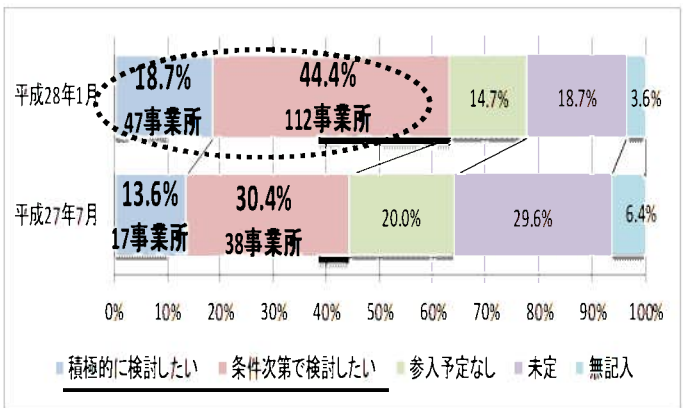


通所型サービス

予防給付型 84.1% (212 事業所) が参入意向あり



生活支援型 63.1% (159 事業所) が参入意向あり



2 NPO・民間企業等

※平成27年8月説明会：45団体参加中28団体がアンケート提出

※平成28年1月説明会：26団体参加中15団体がアンケート提出

「積極的に検討したい」・「条件次第で検討したい」と回答した団体数

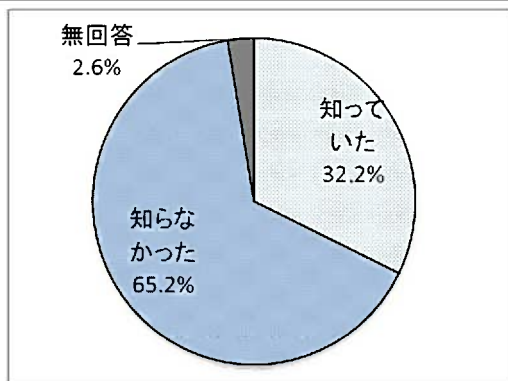
	訪問型サービス		通所型サービス	
	予防給付型	生活支援型	予防給付型	生活支援型
平成27年8月	1 団体	1 2 団体	3 団体	1 1 団体
平成28年1月	3 団体	9 団体	6 団体	8 団体

V 「サービス利用意向調査」結果

○調査期間：11月2日（月）～11月20日（金）

○調査対象：要支援1・2に該当し、かつ、訪問介護もしくは通所介護を利用している
3,000人（回収率58.6%）

サービスの見直しについて



(参考)

平成26年度「生活支援等に関する実態調査」

○介護保険制度の見直しについて

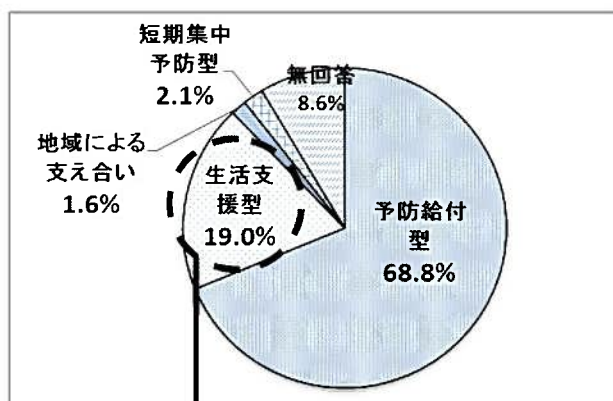
知っていますか？

知っている	8.0%	} 20.1%
ある程度知っている	12.1%	

サービス利用意向

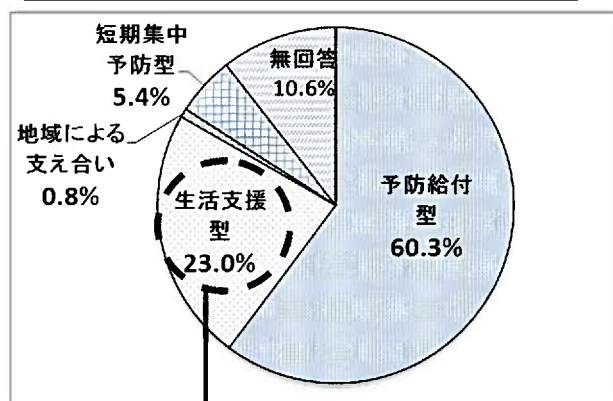
<訪問型サービス>

現在、訪問介護を利用中と回答した
827人の利用意向

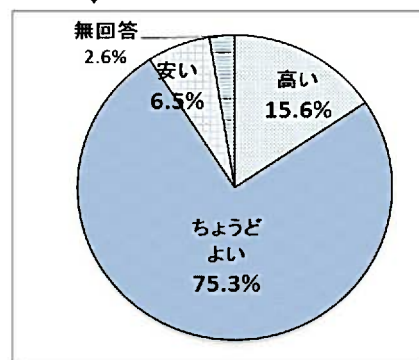
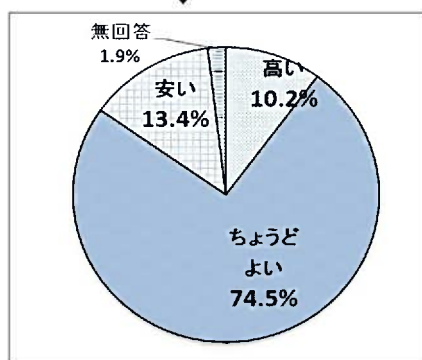


<通所型サービス>

現在、通所介護を利用中と回答した1,004
人の利用意向



生活支援型の利用料金（7割）について



《参考》説明会等の開催状況（平成27年度）

1 北九州市議会（保健病院委員会）

	開催日	説明内容
第1回	平成27年10月5日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正の概要 ・サービス事業の種類、サービス内容 ・サービス事業移行後のメリット など
第2回	平成27年12月10日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・予防給付型及び生活支援型の単価設定の考え方 ・サービス事業利用の流れ

2 北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議調整会議（市政運営上の会合）

	開催日	説明内容
第1回	平成27年8月20日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正の概要 ・サービス事業の種類、サービス内容 ・サービス事業移行後のメリット など
第2回	平成27年12月11日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・予防給付型及び生活支援型の単価設定の考え方 ・サービス事業利用の流れ

3 介護事業者、NPO・企業向けの説明会

	開催日	説明内容
第1回	平成27年7月8日（水） 平成27年7月9日（木） ＜対象＞市内すべての介護事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正の趣旨・概要 ・各サービスの内容、基準、単価 ・利用手続の流れ、事業者指定 など
第2回	平成27年8月10日（月） ＜対象＞NPO法人・民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正の趣旨・概要 ・各サービスの内容、基準、単価 ・利用手続の流れ、事業者指定 など
第3回	平成28年1月26日（火） 平成28年1月27日（水） ＜対象＞市内すべての介護事業者、NPO法人・民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・予防給付型と生活支援型について（サービス内容、基準、単価案） ・サービス利用の手続 ・介護予防ケアマネジメント など

4 利用者アンケート調査

実施日	アンケート内容
平成27年11月2日（月） ～11月20日（金） ＜対象＞要支援1・2に該当し、かつ、訪問介護もしくは通所介護を利用している3,000人	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正の認知度 ・サービス利用意向 ・生活支援型の単価

※その他、介護事業者等に対する出前講演・研修会を実施（計25回、参加者2,551人）

10月から要支援1・2の方が利用する 訪問介護と通所介護が見直されます

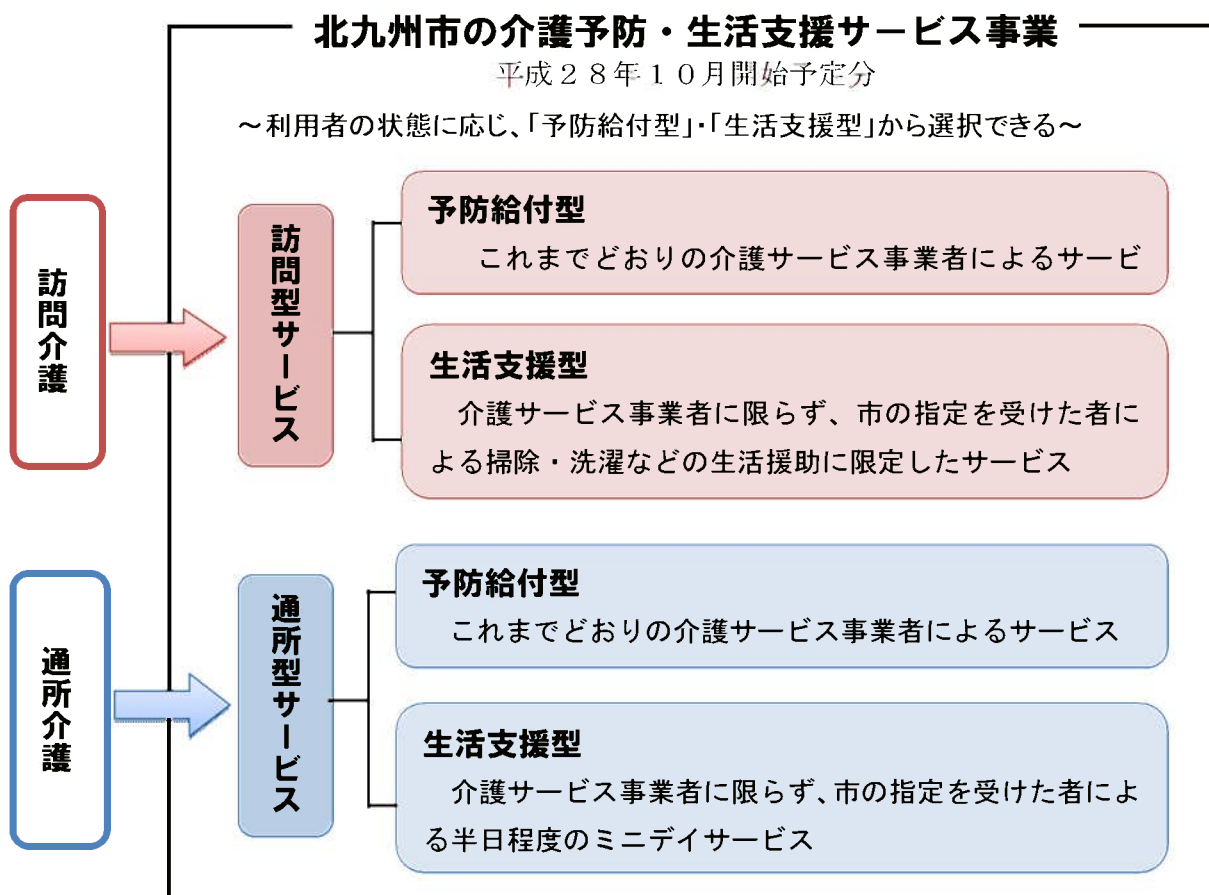
介護保険制度改正において、要支援1・2の認定を受けた方が利用する訪問介護（ホームヘルプサービス）及び通所介護（デイサービス）が見直されました。

今後は、国が定めていた全国一律のサービスから、北九州市が行う「介護予防・生活支援サービス事業」へ移行します。これまでと同じサービス（予防給付型）に加え、市の指定を受けたNPO法人や民間企業などによるサービス（生活支援型）が新たに創設され、利用者の状態に応じて選択していただけるようになります。

10月から「介護予防・生活支援サービス事業」への移行を予定しており、サービス内容、利用料、利用手続き等の詳細は、8月の市政だよりでお知らせします。

現在サービスを利用している人は、10月以降、要介護認定の更新を迎える人から順に、担当のケアマネジャーを通じて連絡しますので、安心してお待ちください。

<見直し後>



<安心してください>

現在、サービスを利用している人は、担当のケアマネジャーを通じて手続きの連絡をしますので、お待ちください。